

釜利谷小学校 いじめ防止基本方針

平成26年2月策定（令和8年2月27日改定）→令和8年4月6日教職員確認

→令和8年4月28日懇談会にて保護者へ説明

本校は「横浜市いじめ防止基本方針」「釜利谷小学校いじめ防止基本方針」に則り、いじめ防止に努め、丁寧な対応を行います。

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法第2条より】

- 個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため背景にある事情を丁寧に把握し、いじめを受けた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが大切。
- いじめには、多様な態様がある。いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合があることや、仮に軽微に見えることでも苦痛が累積することを踏まえ、当該、児童生徒の表情や様子を細かく観察するなどして、確認する必要がある。
- いじめは「いじめる側」と「いじめられる側」のほかに「観衆」「傍観者」の4層構造になっている。「観衆」も「傍観者」も「いじめる側」の立場である。
- インターネット上での悪口の書き込み等があり、児童生徒本人がそのことを知らない場合など、その児童生徒が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、関係した児童生徒に対する指導等については、適切な対応が必要。
- 好意から行った行為が、意図せずに相手側児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまう場合もある。
(※軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し、教職員の指導によらずして、良好な関係を再び築くことができた場合等においては、いじめを受けた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、関係した児童生徒に対しては「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能)

(2) いじめ防止等に向けての基本理念

子ども基本法に基づく「子ども大綱」では、全てのこどもが身体的・精神的・社会的に将来に渡って幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会＝「こどもまんなか社会」の実現を目指している。また、2025（令和7）年4月施行の「横浜市こども・子育て基本条例」は、こども・子育てについての基本理念を定め、横浜市（以下「市」という。）の責務や、市民、事業者及び育ち学ぶ施設の関係者の役割を明らかにするとともに、こども・子育てに関する施策の基本事項を定めた内容となっている。

「こども基本法」「こども大綱」「横浜市こども・子育て基本条例」を踏まえ、こどもにとっての最善の利益が考慮され、全てのこどもが伸び伸びと成長し、その個性と能力を十分に発揮できる環境を整えられるよう、いじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめ防止等」という。）に社会全体で取り組んでいく必要がある。

そこで、いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの児童生徒にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害行為であるという認識の下で、対策に取り組んでいくための基本となる方向性について、次のとおり示す。

- ①いじめを特定の児童生徒や特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある
- ②児童生徒は、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを「しない」「させない」「見逃さない」安心できる社会をつくる。
- ③市、学校、保護者、市民、事業者、関係機関等は、児童生徒の健全育成を図り、いじめを「しない」「させない」「見逃さない」安心できる社会をつくるために、それぞれの役割を自覚し、主体的かつ、相互に協力し、活動する必要がある。

(3) いじめ防止等に向けての役割

① 児童生徒として

- 一人ひとりが、自分のよさや可能性を見つめ、自分がかげがえのない存在であることを自覚し、自己肯定感を高めながら、内在する力を発揮していくとともに、他者との違いを認め互いを理解するように努める。
- 誰しもがいじめをする側にも、される側にもなる可能性があることを理解し、自らが主体的にいじめを「しない」「させない」「見逃さない」安心できる社会に努める。
- 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけたり、学校の教職員や保護者、事業者等周囲のおとなに積極的に相談したりする。

② 学校として

- あらゆる学校活動を通じ、人権尊重の精神を基盤とする教育を実践し、「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校づくりを進める。
- 「いじめは最も身近な人権侵害行為」であるという認識に立ち、教職員一人ひとりが、日頃から自らの人権意識の向上を図る。
- 児童生徒が主体となっていじめを「しない」「させない」「見逃さない」安心できる社会をつくるという意識を育み、その発達段階に応じて、自ら解決に向けて行動できるよう支援する。
- いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの児童生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は、早期に解決できるよう保護者・関係機関等と連携し、情報を共有しながら指導及び支援に当たる。
- いじめは、絶対に許されないこと、いじめられている児童生徒を守り抜くことを表明し、相談・窓口を明示するとともに、児童生徒に対して、定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童生徒一人ひとりのSOSのキャッチに取り組む。
- いじめが発生した場合には、つらい思いをしている児童生徒自身の気持ちにより添いその意思を尊重しながら、早期解決につなげられるよう、校長のリーダーシップの下、組織的に取り組む。
- 学校と保護者は児童生徒の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、いじめ防止等のための取組を、広く保護者や地域に発信し、連携・協力を図る。

③ 保護者として

- どの児童生徒も、いじめを行う側にもいじめを受ける側にもなり得ることを意識し、いじめを「しない」「させない」よう指導に努め、また、日頃から、児童生徒の意見や思いに耳を傾け、いじめ被害など悩みがあった場合は、学校の教職員や保護者・事業者等、周囲のおとなに相談するよう働きかける。
- 学校や事業者、地域の人々など、児童生徒を見守っている関係者との情報交換に努めるとともに、いじめを「しない」「させない」「見逃さない」安心できる社会をつくり、互いに連携しながら協働して取り組む。
- 学校と保護者は、児童生徒の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、いじめを発見したとき、または、その疑いがあると思われるときは、児童生徒自身の意図を尊重しながら、学校・事業者・関係機関、その他の相談窓口等に連絡するとともに、連携して対処する。
- 学校や事業者、関係機関等と連携し、日頃から児童生徒に対し、SNSの使い方について教えるなど、インターネット上のいじめの防止や効果的な対処に、主体的に取り組む。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置：委員会責任者：校長

(1) 委員会の構成

- ①校長、副校長、児童支援専任、人権推進担当、各学年主任・個別支援学級主任または関係教諭、特別支援教育コーディネーター、養護教諭等を基本に、各学校の実情に応じて最も実効的な体制となるよう選定。
- ②必要に応じて、SC、SSW等の心理や福祉の専門家が参加を求める。参加できない場合においても、必要に応じて、いじめの認知の視点やいじめを受けた児童生徒の回復状況の確認や支援についての助言を求めることができる。
- ③いじめ重大事態について、学校が主体となって調査を行う場合には、いじめ防止対策委員会に弁護士等の第三者が関与して、調査にあたるものとする。

(2) 委員会の運営

- ① 「学校いじめ防止対策委員会」を月に一回以上定期的に開催し、組織的に取り組むこと。定例会は、実効的な議論が行えるよう、既存の組織とは兼ねず、別に設置し、運営する。また、いじめの疑いを把握し、速やかに対応する場合等は、出席可能な構成員のみで迅速・機動的に「臨時学校いじめ防止対策委員会」を開催し、適切に対応する。
- ② 学校として組織的に対応方針を決定するとともに、いじめの解消を含めた、その後の対応状況の確認を行う。また、校長の責任のもと、「いじめに関する情報の収集や記録・保管」「学校いじめ防止対策委員会の結果について、会議録の作成、保管」するとともに、進捗の管理を行う。毎月、教育委員会事務局にいじめ認知報告書により報告する。
- ③ 重大事態が起こった場合は、「学校いじめ防止対策委員会」が中核となって調査を行う。
- ④ 人権推進担当、Y-P指導者、校内人権・児童指導委員会、特別支援教育コーディネーター、道徳推進担当等と連携し、いじめ防止に向けた年間計画の作成やPDCAサイクルでの検証を行う。

(3) 委員会の活動内容

「学校いじめ防止対策委員会」は、学校いじめ防止基本方針や年間計画に基づき、いじめの防止等に係る様々な取組を実行するとともに、その検証を担う。また、いじめ防止等に係る学校の窓口として、地域・保護者・事業者・関係機関等との連携を担う。

※学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核の役割を担う。

① 未然防止・早期発見

- いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり
→自尊感情の構築、わかる授業、楽しい学級、めりほりのある指導 等
- 学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を、児童及び保護者に周知
→学校ホームページや学校説明会、4月の朝会等の機会を活用。各学級でも児童に丁寧に説明。
- いじめの相談、通報の窓口を設置→児童支援専任の存在を児童にも保護者にも伝える。
→担任や学年主任、養護教諭等も相談窓口となる。
- 「いじめ対応情報管理システム」の活用と記録・情報共有の充実

② 早期発見・事案対処について

- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報を収集・記録し、共有
→学年研究会、学級懇談会、個人面談等
- いじめ（「疑い」を含む）を察知した場合やいじめの訴えがあった場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握と、いじめであるか否かの判断、時系列に沿った適切な記録と情報共有
→児童・保護者からの情報・生活アンケート・いじめアンケート・Y-Pアンケート等、聴き取り調査
- いじめが解消に至るまで、いじめを受けた児童への支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担等を含む対処方法を決定し、確実に実行
- いじめを受けた児童及びその保護者への支援、いじめを行った児童への指導・支援及び保護者への助言等、いじめが起きた集団への働きかけ等を組織的に実施
- いじめの背景にも目を向けた関係機関との連携や、事案に応じた警察への相談や通報

③ 取組の検証

- 学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画を作成・実行・検証・修正
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施
- 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているかについての点検と、学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行を含む）
 - 毎年度末には、いじめ防止対策委員会で見直しを図り、必要に応じて改定する。
 - また、年度始めに学校ホームページなどで新たなものを公表する。
- 学校評価の評価項目にいじめ防止等の取組に関する項目を位置づける。

3 学校教育活動全体と連動した いじめの防止等の取組の年間計画

※いじめ防止対策委員会（定例会月1回）（臨時・随時）

※人権・児童指導部にて、児童理解・支援・指導等確認（月1回）（臨時・随時）

※「Y-Pの年間計画」に基づいたプログラムの実施←来年度はY-Pの年間計画完成予定

※各クラスの児童の実態に応じて、「Y-P」プログラムの実施

※なかよしタイム（年間で数回あり）

※道徳研修：道徳研修（教員）、授業参観にて道徳の授業実施（年1回以上）

※教職員等への研修：年度始めに「いじめ防止基本方針」の確認を行い、全教職員がいじめを許さない毅然とした態度を身に付けられるようにする。いじめ防止研修・危機管理研修・発達の課題に関する研修・人権研修 等

※SC・SSW連携：定期的な教育相談（通年）

月	取組内容	釜利谷委員会とは児童指導部	保護者・地域
4月	○人権・児童指導全体会（テーマ・釜小ルール等の確認） （タブレットの利用のルール、各教科ルール、掃除ルール・給食ルール等確認） ○いじめ防止基本方針の確認 ○前期：児童理解・支援・指導等確認 （児童情報共有、前年度までのいじめ防止対策情報共有、アレルギー関係） ○特別支援教育（個別支援学級児童理解、個別の指導・支援計画等作成と活用）		学年集会 学級懇談会等で 基本方針説明
5月	○いじめ早期発見のための生活アンケート（記名式・ミニ面談） （職員会議にて：いじめ早期発見のための生活アンケート等より） ○Y-Pアセスメント実施 ○横浜子ども会議のテーマに沿っての各クラス等での話し合い		地域訪問 学校説明会
6月	○人権・児童指導部：Y-Pアセスメント支援検討会 ○各クラスでのプログラム実施（Y-Pアセスメント支援検討会を受けて） ○特別支援教育：個別の指導計画・支援計画作成と活用		情報共有 ○学・家・地連 ○学校運営協議会
7月 8月 9月	○横浜子ども会議（7月：釜利谷中ブロック、8月：金沢区） 今年度は6年生人権実行委員中心の取組←来年度は、児童運営委員会で充実させていく ○特別支援教育研修 ○携帯・スマホ安全教室実施		個人面談（7月）
10月	○後期：児童理解・支援・指導等確認 （児童情報共有、いじめ防止対策情報共有、アレルギー関係） ○Y-Pアセスメント実施 ○人権・児童指導部：Y-Pアセスメント支援検討会		
11月	○各クラスでのプログラム実施（Y-Pアセスメント支援検討会を受けて） ○非行・被害防止サミット（金沢区） ○人権研修 ○横浜子ども会議11月・12月児童の声・思い、アクション 等		
12月	○いじめ防止月間の取組 ○人権週間、人権につながる授業、校長講話 ○いじめ解決一斉キャンペーン（無記名式アンケート・ミニ面談） ○職員会議にて：いじめ解決一斉キャンペーンアンケート等より		個人面談
1月 2月 3月	○ピンクシャツデー月間（いじめストップ月間） ○横浜子ども会議のテーマに沿っての各クラス等での振り返り ○人権・児童指導全体会（今年度の振り返り、新年度へ向けての取り組みや引き継ぎ） （人権・児童指導テーマ・釜小ルール等の確認） （タブレットの利用のルール、各教科ルール、掃除ルール・給食ルール等確認） ○いじめ防止基本方針の振り返り、修正・検討・確認		新1年生 保護者説明会 学校運営協議会で 成果と課題報告 学校説明会

4 基本的な対応方針

(1) いじめの未然防止・早期発見

児童一人ひとりがいじめをしない意識を育むことはもちろん、傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解できるような指導内容のプログラムなどを策定する。また、いじめは、おとなが気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめの疑いをもって、積極的に認知するために、早期発見の取組を行う。

○児童の主体的な取組への支援

横浜子ども会議の取組を通じて、児童がいじめについて、主体的に話し合い、自分のこととしていじめを「しない」「させない」「見逃さない」ことを考え、自ら行動することができるよう支援する。

(児童運営委員会中心にした話し合いの充実) (各クラスでの話し合いの充実)

○主体的に学べる授業づくり

分かる・できる・楽しい授業をつくり上げる。ICT機器を効果的に活用し、どの子にも分かるように学習を組み立て、板書や学習活動を工夫するまた、教材研究をし、児童のつまづきを知り、そのつまづきを取り除くように手立てを考える。

○規律・約束を守る取組

学習準備をし、授業の始まりのあいさつをして授業に入る。係や当番活動は、責任をもって取り組む。他者を傷つける言動はしない。そのような学級づくりに家庭と協力して取り組む。

○他者との違いを理解し、様々な価値観を尊重できるような授業づくり、集団づくりの取組

○人権尊重の精神を基盤とする教育、道徳教育及び体験活動の充実→人権教育の推進

釜利谷小人権めあてに基づいて、各ブロックのめあてを設定し、年間を通して心を育てる活動を行う。人権週間では、「にこにこ人権学習」「人権授業」などで、いじめについて考えたり話し合ったりする機会をつくる。釜利谷小人権めあてをもとに、いじめのない学校づくりの柱とする。

釜利谷小人権めあて	みんなが安心して過ごせる釜小にしよう
ブロック人権めあて	○低学年：心をこめてあいさつをしよう ○中学年：自分や友達のよいところを見つけよう ○高学年：相手の気持ちを考えて、相手が喜ぶ行動をしよう

○「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用(年間計画を基にした、計画的な実施)

○友人関係、集団作り、個々の社会性の育成を図るために、年2回以上、横浜プログラムアセスメントの生活アンケートと支援検討会を実施。検討会をもとに、よりよい学級集団を目指して、人間関係を育てる。

○自己有用感を育てる

ペア活動・グループ活動・ペア学年活動・たてわり活動を通して、児童自ら人と関わることの喜びや大切さに気づき、互に関わり合いながら「人の役に立っている。」「他者から認められている。」といった自己有用感を育むようにする。

○いじめの定義理解を含む、教職員への継続的な研修の実施

○情報部、ICTコーディネーター中心に「SNSの適切な利用など、情報教育モラル教育の推進」 「保護者、地域、事業者、関係機関等と連携した、インターネットを通じたいじめへの対処及び情報、モラル教育に関する積極的な啓発」

○一人一台端末やすぐる等を活用した定期的なアンケート、いじめ解決一斉キャンペーン、毎朝の健康観察等の実施

○担任や関係教諭は、日々の健康観察・保健室利用においても児童の様子の変化に気を配り、養護教諭と情報を交換し合い連携を図る。養護教諭は、その情報を随時、児童支援専任へ報告・連絡・相談を行い、組織での対応の充実を図る。

○びよりすルームの継続設置、学習ルーム・国際教室等の運用の工夫・充実

○SCやSSW等と連携した定期的な教育相談の実施

○いじめを見逃さない、教職員の見守りや体制づくり

(チーム担任制・チーム学年経営、教科担任制、情報共有の推進等)

一人の児童を多くの職員で見守り、個々の変容や成長をとらえ小さな変化も見逃さないようにする。また、かかわる職員との信頼関係が相談窓口につながる。

○担任に限らず、教科担任、学年主任、児童支援専任、養護教諭、SC、SSWなど話しやすい教職員等への相談が可能であることや、いじめの相談・通報の窓口として「学校いじめ防止対策委員会」があることの周知。

- いじめの疑いがあるときは、学級担任や一部の教職員で抱えることなく、必ず報告・連絡・相談を行い「学校いじめ防止対策委員会」が中核となって判断や対応を行う。
- 地域において、学校や家庭では見られない子ども同士の間関係が現れることも考慮し、見守りなどを通じて把握したことについて、学校などに情報提供するような連携体制の構築。
- 「いじめ防止アンケート」（実施時期：教育委員会より周知の時期：本校5月・12月）を行い児童の様子を調査し、児童の「いじめ」に対する意識を把握する。
- 休み時間の様子や登下校（教室・廊下・昇降口等）の様子を見て、友人関係等の情報を集め「いじめ」の発見に努める。
- 学年研究会や低、中、高学年のブロックでの児童理解のケース会議等においては情報交換を通して、気になることがある場合は、全職員で共通理解し、「いじめ」の早期発見に努める。
- 学級等で「いじめ」が起きたときに、見ていて何もしない（感じない）人もいじめに加担していることになることを、丁寧に説明し、具体的な行動の方法を伝える。

（２）いじめに対する措置

いじめを受けた児童及び、その保護者への支援、いじめを行った児童への指導・支援及び、その保護者への助言等について速やかな情報共有と組織的対応、支援・指導が必要。

教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを個人や学年で抱え込んだり、対応不要であると個人や学年で判断したりせず、直ちに全て学校いじめ防止対策委員会（臨時・定例）に報告・相談し、学校の組織的な対応につなげなければならないことを、踏まえ、いじめ認知したときの対処について、つぎのことを徹底する。

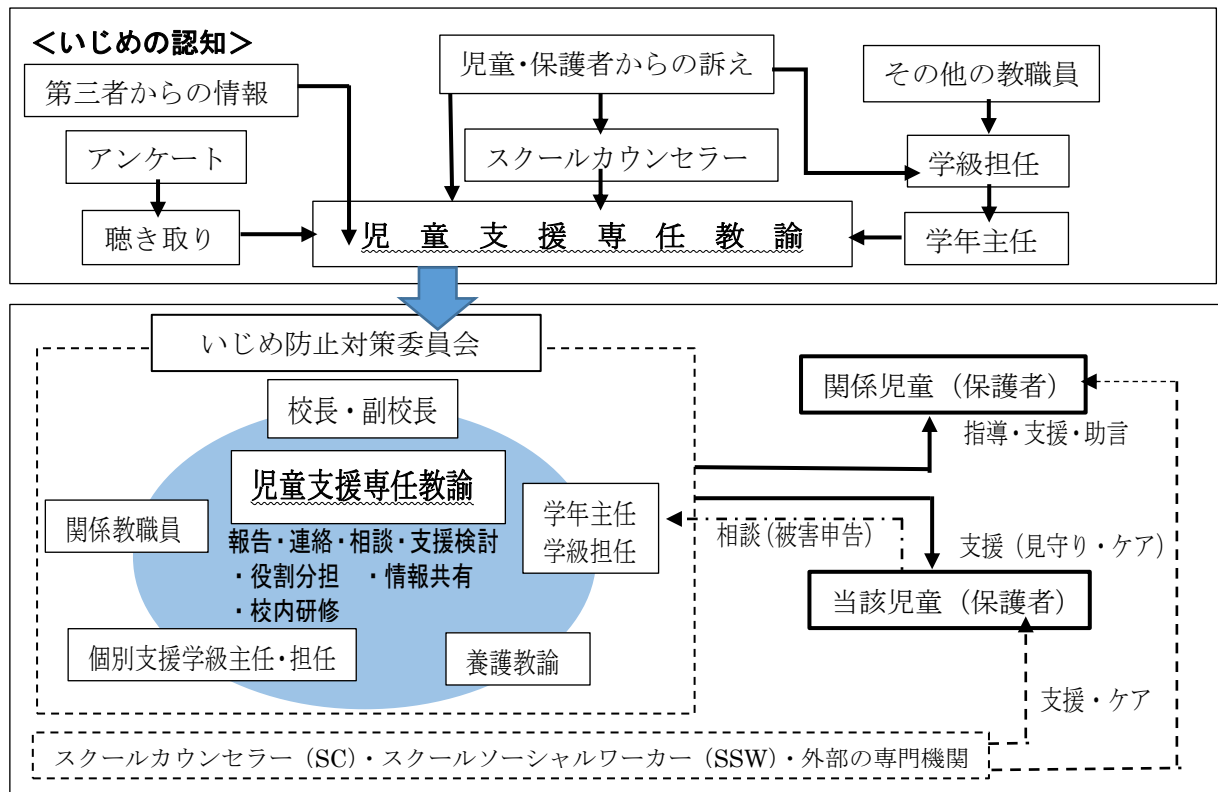
- 学校いじめ防止対策委員会（臨時）を直ちに開き、事実把握と指導の方針を検討
- いじめ対応情報管理システム等を活用した、記録・情報共有・対応方針の決定
- いじめを受けた児童及びその保護者に寄り添った対応（①～④の基本対応大事に）
 - ① いじめを受けた児童からの丁寧な聴取と心のケア。
 - ②③ いじめを受けた児童及び保護者の意向を生かした正確な実態把握といじめを行った児童への聴取及び指導。
 - ③② いじめを受けた児童の保護者への説明及び意向の確認と支援。
 - ④ いじめを受けた児童の保護者の意向を生かした、いじめを行った児童の保護者への説明及び指導と支援の助言。
- いじめ解消（下記★）に至るまでの支援内容や教職員の役割分担（聴取、記録、保護者対応等）
- いじめを行った児童への指導・支援や保護者への対応等、組織的な再発防止等
- 事案に応じた警察への相談または、通報
- いじめが起きた集団への働きかけによる、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる集団づくりのための指導
- 複数の目による定期的な状態チェック（アンケートの活用）、報告会、全体研修会の実施。
- 記録、報告、共有の継続
 - <聴取・記録方法>ヒアリングシート活用
 - ・5W1H（いつ、どこで、だれが、何を、どのように）＋なぜ等
 - ・教師の発問・児童の言動が具体的に分かるように、記録する。T：
C：
- いじめを許さない児童間の風土づくり。

- ★いじめの解消 →（保護者と密に情報共有を行い、毎月、当該児童・当該保護者と確認を行う）

いじめが「解消している状態」とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

○対応の流れ(図)



5 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。

(2) 発生の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合(「疑い」も含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

(3) 調査の進め方と結果の提供及び報告

学校主体調査は概ね3ヶ月以内に終わることを目指し、調査によって明らかになったいじめの事実関係について児童及び保護者に説明のうえ、教育委員会に報告する。

6 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、年1回以上の点検を行い、教職員・児童・保護者・地域の方の意見等を聴いて取り入れ、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う(PDCAサイクル)。また、保護者、地域、関係機関の参画を得られるように努める。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

7 参考資料

- (1) 横浜市いじめ防止基本方針(令和7年5月改定)
- (2) 横浜市いじめ防止基本方針(概要版)
- (3) いじめ防止等のための基本方針(文部科学省 平成29年3月14日改定)
- (4) いじめ重大事態の調査に関するガイドライン(文部科学省 令和6年8月改訂版)

8 児童の思い

- いじめは絶対にやってはいけない
- 相手のことを理解すること大事
- 表情大事
- 口調に気を付ける
- いじめをとめる(注意する)
- ふわふわ言葉を大切に使う
- 相手を傷つける言葉は言わない
- 代表委員会、各学年、各学級での話し合いを充実させて行く必要がある
- 等